

下関市 両ガス会社数々の違法行為容認か その内実を調べよう

山口合同ガス(株)北営業所(1969<昭和44>年11月開業)、西日本液化ガス(株)下関支店(1971<昭和46>年10月開業)は2007<平成19>年3月に同時閉鎖し、12月に地上部が解体完了したものの、建物の基礎、基礎グイ等の地下部及び擁壁や路面部は残されて、それらは(株)ハローディ綾羅木店の開発工事時に解体撤去された。しかし、様々な違法行為の疑いが黒井不法投棄事件被害者の金山三郎氏の情報公開請求等の努力によって明らかにされている。両ガス会社と下関市との癒着疑惑の真相をぜひともみんなで見つめようではありませんか。

1. 両ガス会社が建っていた頃、市内古屋町の同敷地(約8,900㎡)の約8割が登記簿上、地目は農地であった。

下関市は(株)ハローディが綾羅木店新築の為に2008(平成20)年6月11日に市に農地転用届を提出、二日後の6月13日に宅地に転用を認める受理通知書を受けたと情報開示した。

にもかかわらず、2014(平成26)年1月になって土地登記簿(法務局下関支局)においてそれら宅地化されたはずの土地は地目農地のままで、そのすべてが「昭和年月日不詳変更宅地」と変わった。(登記を怠っていた当該土地所有者とハローディは不動産登記法37条に違反になる。)当該土地所有者達は昭和何年かは不明だが既に宅地に変えていたというのだ。しかし、法務局と市農業委間の「地目農地、現況宅地の処理」における必要な法的手続き文書がない。これは法務局(国)と両ガス会社、下関市の脱法行為ではないのか?

2. 建物を建築するには建築確認申請が必要である。ところが両事業所建築のための建築確認申請書は「市に提出されておらず、該当する文書が存在しない」(公文書回答)という。

敷地の約8割が農地であったので建築確認申請を出せなかったのだろう。建築確認申請なしの建築は建築基準法6条第1項違反となり、同法99条の罰則(1年以下の懲役、百万円以下の罰金)となるのではないのか?

3. 建築物を解体するためには発注者である両ガス会社は解体届を解体工事着手7日前までに提出しなければならないが、両事業所の解体にあたり「届出がされていない」(公文書回答)は同法の罰則該当になるのではないのか? また建築基準法第15条第1項に基づく除却届も「市に提出されておらず、該当する公文書が存在しない」(公文書回答)市はこれらの違法行為を知りながら、両ガス会社の解体工事をすぐ目と鼻の先の市環境部から見える状況でフリーパスさせたのだろうか?

4. 両ガス会社には2万㎡の都市ガス貯蔵タンクやその原料の液化石油ガスタンク等が両営業所等とともにあり、建物の基礎、基礎グイ、擁壁等の解体から排出した推定で4000トンを超えるコンクリートがれきが産業廃棄物管理票交付等状況報告書(マニフェスト報告書)には記載がない。(廃掃法12条の3第7項違反)

5. つまり、両ガス会社は同事業所敷地の約8割が地目農地のままの違法建築で解体届も除却届も出さずに、同事業所から排出された膨大なコンクリートがら等の記録も出しておらず、推定排出量の約6%がハローディ綾羅木店の開発工事から排出されたと虚偽内容のマニフェスト報告書となっているものを市は受付けた(証拠あり)。

市は平成20年6月に当該農地を農地転用したというが、平成26年1月に法務局下関支局が「昭和年月日不詳変更宅地」としたことをなぜ問題にしないのか。古屋町1丁目は開業の昭和44年当時、一帯は農地が広がり、地目農地のままの違法建築であったことがうかがえる。「昭和年月日不詳変更宅地」は虚偽ではないのか?



1974(昭和49)年~78年に撮影された両ガス会社の空中写真。付近はまだ農地が広がっている。(国土地理院撮影)

6. もしも農地であれば破格の安い固定資産税(例えば100坪は農地で約10円、宅地(市内国道沿い)は約10万円)で宅地の約0.01%となる。果たして適正に納税していたのか、また両事業所のガスタンクの滅失届が市資産税課に出していない。市は「償却資産として所有者に課税、徴収されたものと考えます」(公文書回答)というが「考えます」では公文書回答とならない。これに係る固定資産課税台帳が公開されなければならない。